



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月15日(火) 号外(第2号)

■ 目 次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	2
○群馬県興行場法施行細則の一部を改正する規則(同)	4
○群馬県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(同)	7
○群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(同)	9
○群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則(同)	13
○群馬県理容師法施行細則の一部を改正する規則(同)	15

■ 規 則

群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第八十二号

群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県旅館業法施行細則(昭和二十九年群馬県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「図書」を「書類」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は、玄関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類

第二条第二項中第二号を第三号とし、同項第一号中「仕様書」を「構造設備の仕様書」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

第二条第二項に次の一号を加える。  
七 規則第一条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し

別記様式第一号(表面)中「表面」を「第1面」に、「別紙のとおり」を「別紙のとおり(注1)」に改め、同様式(裏面)中「裏面」を「第2面」に、「(注)」を「(注2)」に、

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の仕様書
- 3 営業施設の配置図、平面図及び付近120m以内の見取図
- 4 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
- 5 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書

注 「申請者、役員等の氏名等」欄は、申請者が法人の場合は法人の役員の名等を記入し、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員)の氏名等を記入すること。

添付書類の省略について(法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡した

以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

場合であつて、当該旅館業を譲り受けた者が注3の添付書類を省略するときは(注3)

改め、同様式に次のように加える。

(第3面)

## 添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備の仕様書
- 3 営業施設の配置図、平面図及び付近120m以内の見取図
- 4 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は、玄関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類
- 5 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
- 6 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書
- 7 規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し(注1、注3)

注1 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、別紙(営業施設の構造設備の概要)において、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類7を添付すること。

2 「申請者、役員等の氏名等」欄は、申請者が法人の場合は法人の役員等の氏名等を記入し、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員)の氏名等を記入すること。

3 添付書類の省略について

法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、添付書類2から6までのうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類2、添付書類3のうち営業施設の配置図又は平面図及び添付書類4の添付を省略する場合は、添付書類7を添付すること。

別記様式第一号別紙中

床面積①	床面積②	床面積① (※)	床面積② (※)
------	------	-------------	-------------

計									
計									

※ 床面積①には旅館業法施行令第1条第1項第1号の床面積を、床面積②には群馬県旅館業条例第5条第2項の床面積を記入すること。

シャワー	箇所	箇所	箇所
------	----	----	----

シャワー	箇所	箇所	箇所
------	----	----	----

6 女関帳場又は女関帳場代替措置(代替設備等) (6の欄は下宿営業は記載不要)

女関帳場	有	無
女関帳場代替措置(代替設備等)	有	無

※ 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、女関帳場を設けない場合は女関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類を添付すること。  
7 その他  
改める。

別記様式第二号(裏面)に次のように加える。  
注 添付書類2及び添付書類3については、その内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。  
別記様式第三号中

添付書類	1 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本(申請者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、申請者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本)
	2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
	3 消防法適合通知書

4 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書

添付書類	1 被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本(申請者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、申請者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本)又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する相続情報一覧図の写し
	2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
	3 消防法適合通知書
	4 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書

注 添付書類3及び添付書類4については、その内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。  
改める。

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県旅館業法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用するものとされる。

群馬県興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年十二月十五日  
群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十三号

群馬県興行場法施行細則の一部を改正する規則

群馬県興行場法施行細則(昭和五十九年群馬県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、別記様式第一号の別紙の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。  
第二条第二項中「図書」を「書類」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。  
ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第二号又は第六号に掲げる書類のうち、その内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

第二条第二項第一号中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同項に次の一号を加える。

七 本文ただし書の規定により、第二号に掲げる書類のうち、構造設備の概要を明らかにした平面図を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

別記様式録1の中

「興行場営業許可申請書」や「興行場営業許可申請書」

興行場営業施設の構造設備	別紙のとおり。
--------------	---------

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し
- 2 構造設備の概要を明らかにした平面図及び付近の見取図
- 3 興行場として使用しようとする土地又は建物が他人の所有に属するものである場合は、当該土地又は建物の所有者の使用承諾書
- 4 管理人を置く場合は、その者の氏名を記載した書類
- 5 仮設興行場にあつては、興行場を営業しようとする期間(巡回するものにあつては、各保健所管内別の巡回日程を付記すること)を記載した書類
- 6 興行場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し

興行場営業施設の構造設備	別紙のとおり(注1)
添付書類の省略について(第2条第2項ただし書の規定により、注2の書類の添付を省略する場合)(注2)	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

改め、同様式に同様式(裏面)として次のように加える。

（裏面）

## 添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 構造設備の概要を明らかにした平面図及び付近の見取図
- 3 興行場として使用しようとする土地又は建物が他人の所有に属するものである場合は、当該土地又は建物の所有者の使用承諾書
- 4 管理人を置く場合は、その者の氏名を記載した書類
- 5 仮設興行場にあつては、興行場を経営しようとする期間（巡回するものにあつては、各保健所管内別の巡回日程を付記すること）を記載した書類
- 6 興行場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
- 7 第2条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合又は第2項ただし書の規定の適用を受け、添付書類2のうち、構造設備の概要を明らかにした平面図の添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し（注1、注2）

注1 第2条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、別紙（構造設備の概要）において、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類7を添付すること。

## 2 添付書類の省略について

第2条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類2及び6のうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類2のうち、構造設備の概要を明らかにした平面図の添付を省略する場合は、添付書類7を添付すること。

別記様式第一号別紙中「85cm」や「80cm」に改める。  
 別記様式第二号中「又は除籍謄本（「若しくは除籍謄本（「除籍謄本）」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し）」を収める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県興行場法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十四号

群馬県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

群馬県公衆浴場法施行細則（平成十二年群馬県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（表画）中

営 業 の 種 別	
開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 公衆浴場の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図
- 2 普通公衆浴場の浴場業の申請にあつては、申請する公衆浴場を中心とした半径30m以内の状況を示す地図
- 3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 公衆浴場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づき許可書、認可書等の写し

（群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄）

営 業 の 種 別	
営業施設の構造設備	別紙のとおり（注1）
開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
添付書類の省略について（法第1条第2項に規定する該浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合は、当該浴場業を譲り受けた者が注2の添付書類を省略するとき）（注2）	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

（群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄）

改め、同様式裏面中「裏面」を「別紙」に改め、同様式（表面）の次に次のように加える。

(裏面)

## 添付書類

- 1 公衆浴場の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図
- 2 一般公衆浴場の浴場業の申請にあつては、申請する公衆浴場を中心とした半径300m以内の状況を示す地図
- 3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 公衆浴場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
- 5 省令第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し(注1、注2)

注1 法第1条第2項に規定する浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、別紙(営業施設の構造設備の概要)において、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類5を添付すること。

## 2 添付書類の省略について

法第1条第2項に規定する浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、添付書類1、添付書類2及び添付書類4並びに第4条に規定する書類のうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類1を省略する場合にあつては、添付書類5を添付すること。



別記様式第二十五号

相続年月日	(死亡日)	年	月	日
営業する公衆浴場	名称			
	所在地			

添付書類  
 1 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本(届出者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、届出者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本)  
 2 相続人が複数ある場合にあつては、その全員の同意書  
 3 許可書

相続開始年月日	年	月	日
営業する公衆浴場	名称		
	所在地		

添付書類  
 1 被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本(届出者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、届出者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本)又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し  
 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書  
 3 許可書

- 改める。
- 附則  
 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。  
 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県公衆浴場法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、三分の間、適宜補正して使用することができらる。

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十五号

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県クリーニング業法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十五号「クリーニング所開設届」を「(表面) クリーニング所開設届」とする。

登録番号	氏名	生年月日	本籍	住所
------	----	------	----	----

登録番号	氏名	生年月日	本籍	住所
------	----	------	----	----

従事者数	※	従事者数	※
------	---	------	---

添付書類  
 1 クリーニング所の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図  
 2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類  
 3 開設者が法人の場合は、法人の登記事項証明書  
 (群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)

注 営業の内容については、該当欄に○印を付すること。  
 添付書類の省略については、以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。  
 (省令第1条の3ただし書の規定の適用を受け、注3の添付書類を省略する場合)(注3)

改め、同様式に同様式(裏面)として次のように加える。

(裏面)

## 添付書類

- 1 クリーニング所の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図
- 2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類
- 3 開設者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- 4 省令第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し(注1、注3)

(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)

## 注1 ※印の事項について

省令第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類4を添付すること。

2 営業の内容については、該当欄に○印を付すること。

3 添付書類の省略について

省令第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、添付書類1のうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に、省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類4を添付すること。

別記様式第九号中

所在地又は業務用  
車両の保管場所

クリーニング所の所在地  
又は無店舗取次店の  
業務用車両の保管場所

「第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」や「複数ある場合にあつては、他の相続人」や「2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その」とある。

「登記簿名称第十一号中「無店舗取次店営業届」や「(表面) 無店舗取次店営業届」

「営業区域

」や「営業区域 ※

」

「登録番号

」氏

生年月日

本

籍

住

所

」

や

「登録番号

」氏

生年月日

本

籍

住

所

」

や

「従事者数

」や

「従事者数 ※

」

添付書類

- 1 業務用車両の仕様書、図面及び保管場所の図面 (平面図等)
- 2 営業者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- 3 本届出の他にクリーニング所を開設している場合は、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師の氏名及び営業の内容を記載した書類

添付書類の省略について(省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受け、注3の添付書類を省略する場合)(注3)

以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

改め、同様式に同様式(裏面)として次のように加える。

(裏面)

添付書類

- 1 業務用車両の仕様書、図面及び保管場所の図面(平面図等)
- 2 営業者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- 3 本届出の他にクリーニング所を開設している場合は、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師の氏名及び営業の内容を記載した書類
- 4 省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類(注1、注3)

注1 ※印の事項について

省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類4を添付すること。

2 営業の内容については、該当欄に○印を付すること。

3 添付書類の省略について

省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、添付書類1のうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に、省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類4を添付すること。

- 附 則
- この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
  - この規則の施行の際現に改正前の群馬県クリーニング業法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十六号

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県美容師法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号(表裏)中「表面」や「第1面」は、

管理美容師	住 所	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
美 容 師	免 許 登 録 日	免 許 登 録 日	免 許 登 録 日	免 許 登 録 日	免 許 登 録 日
	伝 染 性 疾 病 の 有 無	免 許 登 録 番 号	免 許 登 録 番 号	免 許 登 録 番 号	免 許 登 録 番 号
その他の従業者氏名			その他の従業者氏名		

「表面」は、「裏面」や「第2面」は、「美容所の構造設備等の概要」や「美容所の構造設備等の概要※」は、「作業場」や「作業室」は、

- 添付書類
- 美容所の平面図及び設備の配置図(平面図で設備の配置がわかる場合は不要)
  - 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
  - 美容師の健康診断書(結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの)
  - 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し
  - 管理美容師をおく場合は、美容師法第12条の3第2項に規定する

講習会の課程を修了したことを証する書類の写し  
 6 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

を

条例第3条の2に規定する重複開設に関する事項※(注3)

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で現に埋容所が開設されている場合は、当該埋容所の名称	
開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で埋容所の開設届を提出している場合は、当該埋容所の開設予定年月日	

を

なお、同様式の次に次のように加える。

(第3面)	
添付書類の省略について （美容師法施行規則第19条第1項 ただし書、同条第2項ただし書又は 同条第3項ただし書の規定の適用を 受ける場合であって、注4の添付書 類を省略する場合）（注4）	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略しま す。
美容所の所在を示す地図	
添付書類 1 美容所の平面図及び設備の配置図（平面図で設備の配置がわかる場合は不要） 2 開設者が法人の場合は、登記事項証明書 3 美容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの） 4 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し 5 管理美容師をおく場合は、美容師法第12条の3第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し 6 開設者が外国人の場合は、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市区町村長の証明書 7 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し（注1、注4）	

注1 ※印の事項について

美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類7を添付すること。

- 2 伝染性疾病については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。
- 3 重複開設を行う場合は、条例第3条の2に規定する基準を満たしていなければならない。
- 4 添付書類の省略について

美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類1及び3から5までのうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類7を添付すること。

別記様式第3号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」や「戸籍」の複製がある場合にあつては、他の」や「2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その」に改める。

- 附 則
- この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
  - この規則の施行の際現に改正前の群馬県美容師法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、自分の間、便宜権正して使用することが出来る。

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年十二月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十七号

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県美容師法施行細則（平成十二年群馬県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号（表裏）中「表面」を「第1面」に

管理美容師	住 所	氏 名	氏 名	※
	氏 名	氏 名	※	※
理 容 師	免 許 登 録 日	免 許 登 録 日	免 許 登 録 日	※
	免 許 登 録 年 月	免 許 登 録 年 月	免 許 登 録 年 月	※
	伝 染 性 疾 病 の 有 無	伝 染 性 疾 病 の 有 無	伝 染 性 疾 病 の 有 無	※
	免 許 登 録 番 号	免 許 登 録 番 号	免 許 登 録 番 号	※
	そ の 他 の 従 業 者 氏 名	そ の 他 の 従 業 者 氏 名	そ の 他 の 従 業 者 氏 名	※

注を記し、同様式（裏面）中「裏面」を「第2面」に、  
「美容所の構造設備等の概要」を「美容所の構造設備等の概要※」に、  
「作業場」を「作業室」に、

添付書類  
1 美容所の構造設備の概要を明らかにする仕様書及び平面図

- 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- 理容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの）
- 理容師免許証又は理容師免許証明書の写し
- 管理美容師をおく場合は、理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の4.5に規定する国籍等を記載したものに限る。）

美容所の所在地を示す地図

「条例第3条の2に規定する重複開設に関する事項※（注3）」

開設しようとする美容所と同一の場所（作業室）で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	
開設しようとする美容所と同一の場所（作業室）で美容所の開設届を提出している場合は、当該美容所の開設予定年月日	

改め、同様式の次に次のように加える。

(第3面)	
添付書類の省略について （理容師法施行規則第19条第1項 ただし書、同条第2項ただし書又は 同条第3項ただし書の規定の適用を 受ける場合であって、注4の添付書 類を省略する場合）（注4）	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略しま す。
理容所の所在を示す地図	
添付書類 1 理容所の構造設備の概要を明らかにする仕様書及び平面図 2 開設者が法人の場合は、登記事項証明書 3 理容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの） 4 理容師免許証又は理容師免許証明書の写し 5 管理理容師をおく場合は、理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し 6 開設者が外国人の場合は、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市区町村長の証明書 7 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し（注1、注4）	

注1 ※印の事項について

理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類7を添付すること。

- 2 伝染性疾病については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。
- 3 重複開設を行う場合は、条例第3条の2に規定する基準を満たしていなければならない。
- 4 添付書類の省略について

理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類1及び3から5までのうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類7を添付すること。



別記様式第7号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を「又は」 「複数ある場合にあつては、他の」や「2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その」を加ふる。

附則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県理容師法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---